

令和7年度 第2回 野田市自治会連合会常任理事会及び理事会 次第

日 時：令和7年8月21日（木）

午後1時30分から

場 所：市役所2階 中会議室1、2

1 開 会

2 会長あいさつ

3 副市長あいさつ

4 議 題

（1）避難行動要支援者支援計画について

（2）会長の職務を代理する副会長の順序に関することについて

（3）常任理事の選出について

（4）各種委員の推薦について

（5）自治会に入会しましょパンフレット及び自治会ガイドブックの改訂について

（6）新任自治会長研修について

（7）防犯組合総会と自治会連合会総会の合同開催について

（8）その他（今後の会議の日程等）

5 閉 会

令和7年度 第2回常任理事会及び理事会 資料

（1）避難行動要支援者支援計画について

資料に基づき、副市長ほか市職員から説明がございます。

（2）会長の職務を代理する副会長の順序に関することについて

野田市自治会連合会会則（以下「会則」）第8条第2項及び第13条第4号の規定により、会長の職務を代理する副会長の順序を常任理事会にて決定する必要があります。

正副会長会議において検討した結果、①鷲尾副会長、②渡邊副会長、③川村副会長、の順序とすることの原案が決定されましたので、ご審議願います。

（3）常任理事の選出について

常任理事の選出については、会則第7条の2で「理事の互選により理事会において選出する。」と定めております。

令和7年6月22日付け総会において、新たに川村常任理事が副会長に選出されたことに伴い、木間ヶ瀬地区の常任理事が不在となっていることから、**別紙1**の連合会役員名簿により、石田理事を常任理事として決定してよろしいか、委員の皆様のご意見をお伺いします。

なお、**別紙2**のとおり、今年度の連合会事業の事業担当者名簿を添付いたします。

（4）各種委員の推薦について（**別紙3**参照）

○ 前回の理事会以降、推薦依頼があった以下の①につきましては、推薦期限内に理事会の開催予定がなく、また、理事会の開催を待つ時間的な余裕が無かつたことから、会則14条の2の規定に基づく正副会長の専決処分により推薦者を決定させていただきましたことをご報告させていただきます。

①野田市児童福祉審議会委員（七光台 小倉常任理事 留任）

○ 推荐依頼のあった以下の②、③につきましては、「各種委員の選出についての申し合わせ事項」（令和4年2月決議）のとおり、引き続き以下のとおり決定させていただきます。

②野田市廃棄物減量等推進審議会委員

（3ヶ町 羽富常任理事、中野台・堤台 福田常任理事 留任）

③野田市消防委員会委員

（東部 駒崎常任理事、福田 青木常任理事 留任）

○ 会長のあて職になっている以下の④につきましては、引き続き五味会長を推薦させていただきます。

④野田市交通安全対策協議会委員

(5) 自治会に入会しましょうパンフレット（別紙4参照）及び自治会ガイドブックの改訂について

総会において今年度の事業として承認された、①自治会に入会しましょうパンフレットの改訂、②自治会ガイドブックの改訂、について、令和7年5月30日付けで自治会連合会役員に対し、事業担当者を公募する案内を送付したところですが、6月30日の公募期限までに応募がありませんでした。

正副会長会議で対応を協議した結果、以下のとおり決定しましたので、ご審議願います。

- ① 本日の理事会において、再度事業担当者を公募する。
- ② 自治会に入会しましょうパンフレットの改訂については、掲載する写真を公募する（提出期限 令和7年9月30日）。

なお、それぞれの改訂に係る事業担当者の会議は、3～4回程度を予定しております。

(6) 新任自治会長研修について

令和7年7月5日（土）に新任自治会長研修を開催いたしましたが、事業担当者である川村副会長に別紙5のとおりアンケート結果を取りまとめさせていただきました。

川村副会長からご説明いただくとともに、令和8年度以降の新任自治会長研修の開催方法等について、ご意見をお願いいたします。

(7) 防犯組合総会と自治会連合会総会の合同開催について

令和7年6月22日（日）に野田市防犯組合総会との合同総会を開催いたしましたが、令和8年度以降の野田市自治会連合会総会の開催方法等について、ご意見をお願いいたします。

(8) その他

- 今後の日程について
 - ①第3回理事会
 - 日程が固まり次第、開催通知にてご連絡いたします。
(9月下旬から10月上旬を予定)
 - 地域運営組織全国セミナー開催案内について（別紙6参照）
 - 総務省主催のセミナーの開催案内です。オンラインによる参加もできますが、事前の申し込みが必要です。
参加をご希望の方は、各自でお申し込みください。

令和7年8月21日

避難行動要支援者支援計画の見直しについて

このことについて、本年4月から避難行動要支援者支援計画の見直しを進めており、関係者の皆様、千葉県個別避難計画策定アドバイザーのご意見、ご協力いただき、見直し方針が定まりましたので、説明させていただくものです。

また、自治会長の交代等もあることから、「1 前回、3月に開催した自治会連合会常任理事会での報告内容」において、これまでの経緯をご説明させていただきます。

1 前回、3月に開催した自治会連合会常任理事会での報告内容 (市ホームページに掲載している内容となります)

令和7年2月18日に開催した防災会議において、「避難行動要支援者支援計画の見直し方針」案が承認されたことから、現行の避難行動要支援者名簿及び個別避難計画は一旦白紙とし、当面、国基準の対象者により、避難行動要支援者名簿を作成し、名簿掲載者のうち、医療ケア児者、移動が全く困難な方など優先度の高い方から順次個別避難計画を作成していく。

注:「一旦白紙」とは、現在の取組を見直すということです。

また、自治会、民生委員児童委員、福祉、医療等の避難関係者と、野田市の実情に応じた計画作成後の運用も含めた制度設計の協議を進めていく。

(1) 現行の避難行動要支援者名簿

- 平成26年4月1日施行改正災害対策基本法に基づく。
- 避難行動要支援者名簿の作成（法により義務化）

野田市では、(1)から(5)の国基準に加え、高齢者のみ世帯、その他の要介護、障がい、難病患者及び乳幼児、妊婦、外国人のうち本人等から申し出があり、市長が避難支援等の必要を認める方も名簿に掲載

(1) 要介護認定3～5
(2) 身体障害者手帳1、2級（総合等級）の第1種
(心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く)
(3) 療育手帳A以上知的障がい者
(4) 精神障害者保健福祉手帳1、2級
(5) 障害福祉サービス利用難病患者

- 令和6年4月1日現在名簿掲載者数

国基準(1)から(5)	市基準	合計
1,379人(うち756人が不同意)	2,884人	4,263人

(2) 現行の個別避難計画

- ・ 個別避難計画の作成
名簿掲載者について、本人同意の上、主に自治会、自主防災組織等が個別避難計画を作成し、市に提出する。
- ・ 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の避難支援等関係者への提供
本人同意がある方については、平常時から自治会等の避難支援等関係者に提供するが、本人同意の得られないものについては、災害時のみ提供する。

個別避難計画作成数（令和6年4月1日現在）
845 件

(3) 現行の課題

東日本大震災を契機に災害対策基本法が改正されたことから、避難行動要支援者名簿の作成を最優先としたため、制度設計がきちんとされないままスタートした。

このため、市も要支援者及び自治会等の支援関係者に十分な説明ができないまま、名簿及び個別避難計画の作成を自治会等に依頼することとなった。

具体的には、次のような課題があります。

- ・ 基本的に自治会等で対応する体制となったことから、名簿や個別避難計画の加除等の管理が、市において極めて不十分なものとなり、コロナ禍にも対応できず、現在、名簿の更新もされず、自治会等への名簿の提供も行われていない。
- ・ 地域によるばらつきが大きく、名簿の引継ぎが十分でない地域もあると考えられる。
- ・ 一人でも多く支援したいとの考え方から、市独自基準を加えたが、基準では、「本人から申し出があったもののうち、市長が避難支援等必要を認めるもの」とあるが、本人の意向を尊重し、基本的に必要性を認めたため、結果として、安心感のために申し出する方など必ずしも避難支援の必要性がない方が含まれている。
- ・ 個別避難計画についても、当時の国の指針（平成25年8月）では、「市町村が避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら策定することが望まれる」とあったが、作成を最優先としたため、自治会等にすべて任せることとした。このため次のような事例も多くみられ、計画の実行性に問題がある。

- 避難支援者の記載がないものが多い。
- 「避難時に配慮しなくてはならない事項」「求める支援の内容」が空欄となっている計画が多い。
- 同じ避難支援者が、複数の要支援者を支援することになっているため対応ができない。
- 同居家族や近所に住む親族が避難支援者となっている。
- 高齢者の場合に、夫（妻）が避難支援者となっている事例も見られる。
- 乳幼児の個別避難計画では親・祖父母などの同居家族が避難支援者となっている。
- 国基準の要支援者では、半数以上が不同意となっており、災害時提供のみでは、支援の実効性が低い。
- 自治会等を基本としているが、自治会の加入率が低下しているため、自治会未加入の方も含めた対応が必要となっている。

2 野田市の見直し方針に向けた取組について

本市の見直し方針を策定するため、個別避難計画作成業務と親和性が高い日常的な福祉活動の担い手であるケアマネジャーや介護事業者協議会の皆様にご意見を伺うとともに、民生委員児童委員協議会や医師会への説明、千葉県個別避難計画策定アドバイザーとの打合せなど、様々な団体等にも、ご意見を伺いながら、見直し方針の策定に向けて取り組んでまいりました。

(令和6年度)

- 2月 野田市防災会議で説明
 - 3月 自治会常任理事会で説明
-

(令和7年度)

- 4月 介護支援専門員（ケアマネジャー）との意見交換
- 5月 介護事業者協議会意見交換
- 6月 民生委員児童委員協議会説明
- 7月 医師会理事会説明
- 7月 自治会、自主防災組織に対する実態調査
(自治会連合会長、副会長を含む5団体)
- 7月 千葉県個別避難計画策定アドバイザーとの打合せ
- 8月 21日 自治会連合会常任理事会に対する市の方針案説明

3 避難行動要支援者支援計画の見直し方針について

近年、各地で震災や台風、大雨などの風水害が甚大な被害を及ぼすなか、自力で迅速な避難行動をとることが困難な方が、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、安全かつ速やかな避難行動がとれるよう、支援体制を強化していく必要があります。

そこで、本市では、高齢者や障がい者など、自力で避難が困難な避難行動要支援者の避難支援（安否確認及び声掛け、避難誘導）を行うために、地域、企業、学校、行政が一体となった野田市独自の避難行動要支援者支援計画を策定すべく、関係機関と協力・連携して、令和7年度末までに仕組みづくりを行っていきます。

さらに、本市が抱える課題解決に向け、自治会等の皆様の負担軽減を目的に、避難支援を「安否確認及び声掛け」と「避難誘導」に分けて考えた仕組みづくりを行い、避難誘導支援者の確保を災害時応援協定に基づき、企業や学校等にもお願いしていくとともに、避難行動要支援者の制度趣旨をしっかりと伝え、自治会加入促進につなげていくように進めてまいります。

※ 避難誘導とは、安否確認及び声掛けを含め「避難」に導くことをいう。

具体的な考え方については、次のとおりとなります。

① 要配慮者（災害対策基本法第8条第2項第17号）

「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」をいう。

つまり、災害が発生した時に特に配慮や支援が必要となる者をいう。

② 避難行動要支援者名簿の登載について

災害対策法第8条第2項第17号に規定する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者を「避難行動要支援者」として名簿に登載する。

つまり、要配慮者のうち「要配慮者個人としての避難能力の有無」「避難支援の必要性」を総合的に勘案した者となる。

なお、災害対策基本法に規定する「避難行動要支援者名簿」として、次の2種類の名簿を作成する。

ア. 災害時名簿

災害対策基本法で個別避難計画の作成が義務付けられている名簿をいう。

イ. 同意者名簿

災害発生に備え、事前に地域の避難支援関係者等に、年1回提供するための名簿であって、「ア」に掲げる災害時名簿に登載された避難行動要支援者のうち、本人の同意を得た者を登載した名簿をいう。

野田市の「避難行動要支援者」の要件は次のとおりとなります。

避難行動要支援者の要件	備考
ア. 要介護 3 以上の認定を受けており、施設入所していない方	
イ. 障害者手帳所持者のうち、次のいずれかに該当する方であって、施設入所していない方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者手帳 1、2 級（総合等級）の第 1 種（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く） ・ 療育手帳 A 以上 ・ 精神障害者保健福祉手帳 1、2 級 ・ 自力避難が困難な方 ・ 避難情報の入手が困難な方 ・ 避難の判断が困難な方 	「イ」のうち、自力避難が困難な方、避難情報の入手が困難な方、避難の判断が困難な方等の判断については、市が保有する障害支援区分の認定調査等をもとに、判断する。
ウ. 75 歳以上のひとり暮らし高齢者で、自力避難が困難かつ同意をする方 エ. 75 歳以上ののみの世帯で、自力避難が困難かつ同意をする方	「ウ」「エ」の方について、「自力避難が困難かつ同意をする方」の判断は、民生委員・児童委員にご協力いただき、実施するものとする。また、市が自治会未加入者の加入促進を促していくとともに、実態調査の中でもお願いし、地域で助け合えるような体制につなげていく。
オ. その他、特に災害時に支援が必要と市長が認める方 ※ 要配慮者のうち外国人、乳幼児、妊婦等については、原則、避難行動要支援者の対象範囲に含めないこととする。ただし、外国人や乳幼児、妊婦等については、それぞれの身体の状態や被害の状況等により、避難支援が必要になることも想定されるので、市保有の情報や実態調査等により情報等の把握に努めるとともに、必要に応じて、「その他、特に災害時に支援が必要と市長が認める方」として、名簿に登載する。	「オ」の方について、中核地域生活支援センターのだネット及び地域包括支援センターと協力して基準作成していく。

③ 個別避難計画の策定について

避難行動要支援者名簿に登載されている方（「避難行動要支援者の要件」に当てはまる方）で、ハザードエリア（浸水想定区域、土砂災害特別警戒区域等）に居住し、次のことに同意された方を原則とする。

なお、個別避難計画の策定に当たっては、市が主体的に策定することとしており、現在、個別避難計画作成業務と親和性が高い日常的な福祉活動の担い手であるケアマネジャーなどへの委託を検討していく。

※ 対象者の方やそのご家族の方、対象者の方と係わるケアマネジャーの方等に取組の趣旨をご理解いただくとともに、次の「ア」から「ウ」までに同意いただいたことを確認できるように同意書の提出にご協力いただけよう進めていく。

※ 浸水想定区域の指定については、浸水想定2メートル以上（1階軒下）が想定されるエリアに居住している方等をはじめ、順次、範囲を拡大して作成していきます。

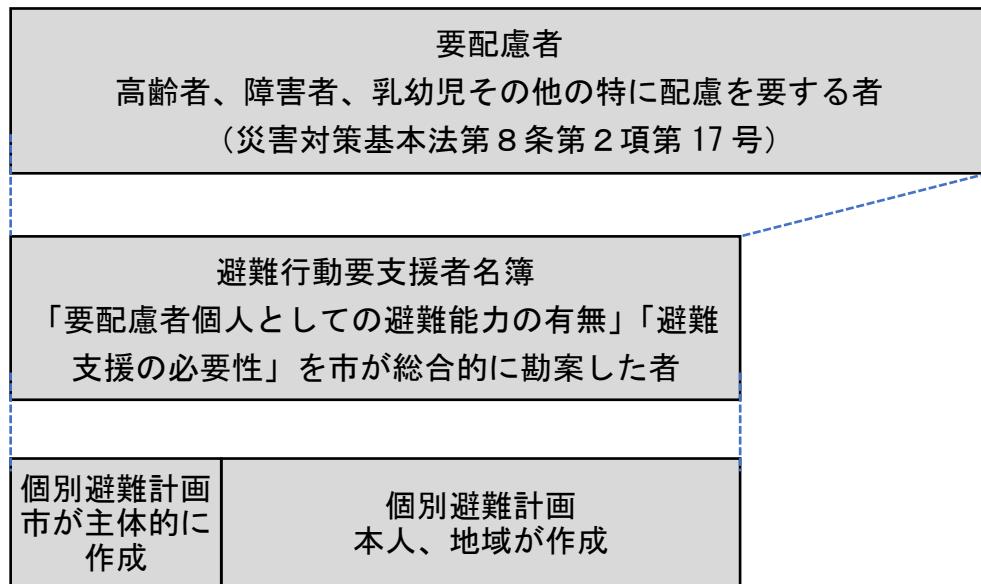
「避難」とは「難」を「避」けることであり、安全な場所にいる人は、「避難所」に行く必要はないことを計画作成時に改めて確認し、ハザード状況に応じて家屋の2階への避難（垂直避難）等も有効な避難先として推奨していく。

注：現段階では方針となるため、具体的な人数は実態調査とあわせ人数の把握に努めていく。

（同意いただく内容）

- ア. 平常時から名簿情報を避難支援等関係者（民生委員・児童委員、自治会又は自主防災組織、社会福祉協議会、災害時応援協定に基づく避難誘導支援を実施いただく企業など）と共有すること。
- イ. 個別避難計画を作成すること及び作成した個別避難計画を避難支援等関係者に共有すること。
- ウ. 自治会又は自主防災組織の皆様に行っていただく避難支援については、それぞれの自治会又は自主防災組織の避難支援の実情に応じて実施いただくものの、原則として、「声掛け」「安否確認」となり、個別避難計画書に記載いただいた支援者は法的な責任や義務を負うものではないこと。なお、市内企業や学校などとの災害時応援協定に基づく避難誘導支援についても同様とすること。

(個別避難計画作成者のイメージ)



※ 個別避難計画策定に当たっては、前述に記載の「同意」が前提となります。市では、自治会加入促進による地域での助け合いの輪を拡げるとともに、同制度の趣旨をご理解いただき、同意いただけるよう進めていきます。

④ 野田市独自の取組について

個別避難計画策定に伴い、自治会加入世帯の高齢化により、担い手となる支援者の確保が困難であること、自治会未加入者への支援が困難であることとの意見を受け、自治会等の課題解決及び負担軽減を図ることを目的として、次のとおり進めていく。

ア 自治会加入促進

個別避難計画の策定に当たり、地域での助け合いの輪を拡げていくため、自治会未加入の方に対し、自治会加入を促していく。

(自治会加入率向上に向けた取組)

イ 担い手となる支援者（避難誘導支援者）の確保

市内の企業や学校等との災害時応援協定に基づく、避難誘導支援者の確保を進めていき、自治会の負担軽減を図るほか、地域の方々だけではなく、企業、学校、行政が一体となった支援を進めていく。

⑤ 今後の方向性について

本見直し方針は、市が策定をする個別避難計画となることから、本人、地域が策定する個別避難計画については、計画対象者ご自身や、家族等の支援者が作成する「セルフプラン方式」による作成を進めるほか、作成支援者が必要な方の個別避難計画の作成に当たっては、自治会の皆様のご意見をアンケートさせていただくとともに、関係団体などの多様な主体のご協力をいただき作成を進めていく。

野田市自治会連合会 令和7年度役員名簿

令和7年8月21日現在

別紙1

地 区 名	役 職	氏 名	住 所	電 話	自 治 会 名	備 考
3 ケ 町	副 会 長 常 任 理 事 理 事	渡邊 建樹 羽富 傑之 芝崎 誠			仲町第3 上町第5 下町1の2	
上花輪・太子堂	会 長 常 任 理 事	五味 良仁 鈴木 勇			上花輪新町8の3 太子堂第1	
中野台・堤台	常 任 理 事 理 事 理 事	福田 正 中村 英三郎 湯徳 和夫			中野台第4 堤台第1 つつみ野	新任
清 水	常 任 理 事 理 事	渡辺 純一 加藤木 崇			清水第2 清水第10	新任
東 部	常 任 理 事 理 事	駒崎 文男 染谷 弘			鶴奉第1 柳沢第1	新任
中 央 東	常 任 理 事 理 事 理 事 理 事	清水 拓司 近田 孝夫 平野 勝則 飯塚 康洋			中根第9 中根第3 宮崎第4 柳沢第4	新任 新任
南 部 第 1	常 任 理 事 理 事 理 事 理 事	山中 一則 阿部 修一 高崎 憲一 吉野 俊作			花井第1 大崎 桜台 宿	新任
南 部 第 2	常 任 理 事	鈴木 剛			東大崎	
北 部	常 任 理 事 理 事 理 事 理 事	河井 哲弥 須田 和雄 藤井 光之 藤井 隆			岩名第六 岩名4区 蕃昌区 吉春	新任 新任
西 部	常 任 理 事	秦野 敏雄			岩名二丁目北	新任
七 光 台	常 任 理 事 (会計)	小倉 幸雄			七光台第3	
川 間	常 任 理 事 理 事 理 事 理 事	石原 義雄 長田 充生 岡安 尋 小林 尚			尾崎六区 尾崎11区 船形上 野田市日の出町	新任 新任
福 田	常 任 理 事 理 事 理 事 理 事	青木 邦夫 上西 唯夫 市原 康雄 濱田 秀明			下町 野田梅郷 ニツ塚 下三ヶ尾	新任 新任
木 間 ケ 瀬	副 会 長 常 任 理 事 理 事	川村 春樹 石田 定行 江口 修二			志部前堀 緑ヶ丘 向ノ内	新任
二 川	常 任 理 事 理 事 理 事	本田 正則 小畠 哲夫 田中 栄一			ひがし台 古布内山坪第1 東宝珠花中	新任 新任
関 宿	常 任 理 事	萩原 和敏			ひばり	新任
新 木 間 ケ 瀬	副 会 長 (会計)	鷺尾 真由美			羽貫3	
福 田	監 事	豊田 和彦			鹿野	
中 央 東	監 事	平野 邦雄			柳沢第4	

R7連合会 連合会事業担当者名簿

事業名	R7担当者及び地区 (敬称略・50音順)	
新任自治会長研修 (7月5日)	副会長	◎川村 春樹
	福田	青木 邦夫
	二川	本田 正則
	南部第1	山中 一則
理事視察研修 (11月20日 ~21日)	七光台	◎小倉 幸雄
	木間ヶ瀬	石田 定行
	東部	駒崎 文男
	連合会長	五味 良仁
自治会活動発表会 (11月29日)	中央東	◎清水 拓司
	川間	石原 義雄
	南部第2	鈴木 剛
	3ヶ町	羽富 僕之
	副会長	渡邊 建樹
連合会だより (1月頃発行)	副会長	◎鷺尾 真由美
	上花輪・太子堂	鈴木 勇
	中野台・堤台	福田 正
	清水	渡辺 純一
自治会長1日研修 (2月6日、 2月13日)	連合会長	◎五味 良仁
	北部	河井 哲弥
	閑宿	萩原 和敏
	西部	秦野 敏雄
自治会に入会しま しょうパンフレット (令和7年度限定)	連合会長	◎五味 良仁
	副会長	鷺尾 真由美
	副会長	渡邊 建樹
	副会長	川村 春樹
	(公募)	
	(公募)	
自治会ガイドブック (令和7年度限定)	連合会長	◎五味 良仁
	副会長	鷺尾 真由美
	副会長	渡邊 建樹
	副会長	川村 春樹
	(公募)	
	(公募)	

◎…事業リーダー

各種委員の推薦について

別紙 3
令和7年8月21日現在

NO	名称	任期	人数	委員氏名	委員の所属地区	備考(委員の条件等)	事務局
1	野田市総合計画審議会委員	R3.7.20 ~ R5.7.19	1人	・五味 良仁		会長あて職	企画調整課
2	野田市行政改革推進委員会委員	R6.6.1 ~ R8.5.31	1人	・山中 一則	南部第一		行政管理課
3	野田市市民活動事故判定委員会委員	R6.4.1 ~ R8.3.31	1人	・萩原 和敏	関宿		市民生活課
4	野田市消費者行政連絡会委員	R7.4.1 ~ R8.3.31	1人	・鈴木 勇	上花輪・太子堂		市民生活課
5	野田市防犯組合役員(副組合長)	R7.4.1 ~ R9.3.31	1人	・五味 良仁		会長あて職 (副組合長は連合会長職)	市民生活課
6	野田市防災会議委員	R6.4.1 ~ R8.3.31	1人	・鷺尾 真由美	新木間ヶ瀬	防災会議と国民保護協議会は同じ人で女性	危機管理課
7	野田市国民保護協議会委員	R6.4.1 ~ R8.3.31	1人	・鷺尾 真由美	新木間ヶ瀬		危機管理課
8	野田市交通安全対策協議会委員	R5.9.7 ~ R7.9.6	1人	・五味 良仁		会長あて職	市民生活課
9	野田市自転車等駐車対策等協議会委員	R6.3.1 ~ R8.2.28	1人	・秦野 敏雄	西部		市民生活課
10	野田夏まつり躍り七夕実行委員会委員	R7.5.22 ~ R8.5.21	1人	・渡邊 建樹	3ヶ町	3ヶ町あて職	商工観光課
11	野田市清掃工場等環境保全協議会委員	R7.2.1 ~ R9.1.31	4人	・山中 一則 ・石原 義雄 ・青木 邦夫 ・本田 正則	南部第一 川間 福田 二川	南部、川間、福田の各地区及び、関宿地域で固定。(その地区のあて職)	清掃計画課
12	廃棄物減量等推進審議会委員	R5.10.24 ~ R7.10.23	2人	・羽富 傑之 ・福田 正	3ヶ町 中野台・堤台		清掃計画課
13	野田市公共下水道運営審議会委員	R6.9.1 ~ R8.8.31	3人	・福田 正 ・渡辺 純一 ・本田 正則	中野台・堤台 清水 二川	下水道供用地区在住で下水道使用者・旧関宿町区域から1名	下水道課
14	野田市賃住宅入居者選考等委員会委員	R5.11.30 ~ R7.11.30	1人	・鈴木 勇	上花輪・太子堂		営繕課
15	野田市地域福祉計画審議会委員	R7.4.1 ~ R9.3.31	1人	・鈴木 剛	南部第二		生活支援課
16	福祉のまちづくり運動推進協議会委員	R6.4.1 ~ R8.3.31	2人	・渡辺 純一 ・清水 拓司	清水 中央東		生活支援課
17	野田市民生委員推薦会委員	R5.3.1 ~ R8.2.28	1人	・川村 春樹	木間ヶ瀬		生活支援課
18	野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会委員	R7.4.1 ~ R9.3.31	2人	・鈴木 剛 ・秦野 敏雄	南部第二 西部		介護支援課
19	野田市児童福祉審議会委員	R7.7.15 ~ R9.7.14	1人	・小倉 幸雄	七光台		児童家庭課
20	野田市要保護児童対策地域協議会委員	R7.4.1 ~ R9.3.31	1人	・小倉 幸雄	七光台		子ども家庭総合支援課
21	野田市人権・男女共同参画推進審議会委員	R6.4.1 ~ R8.3.31	1人	・駒崎 文男	東部		人権・男女共同参画推進課
22	野田市青少年問題協議会委員	R6.8.1 ~ R8.7.31	1人	・萩原 和敏	関宿		生涯学習課
23	野田市文化センター運営審議会委員	R6.11.1 ~ R8.10.31	1人	・清水 拓司	中央東		生涯学習課
24 (25)	野田市社会福祉協議会 理事 (野田市共同募金会 理事)	R7.6.24 ~ R9.6.23	2人	・五味 良仁 (副会長) ・川村 春樹	木間ヶ瀬	・副会長は会長のあて職 ・社協委員会員は、共同募金会委員も兼務。	社会福祉協議会
26 (27)	野田市社会福祉協議会評議員 (千葉県共同募金会野田市支会評議員)	R7.6.24 ~ R9.6.23	2人	・石原 義雄 ・藤井 光之	川間 北部		
28	あおいそら運動推進委員会委員	R3.6.5 ~ R5.総会日	1人	・五味 良仁		会長あて職	興風会館
29	野田市消防委員会委員	R5.10.1 ~ R7.9.30	2人	・駒崎 文男 ・青木 邦夫	東部 福田		消防本部
30	野田市まち・ひと・しごと創生専門委員	R3.3.29 ~ R8.3.28	1人	・五味 良仁		会長あて職	企画調整課
31	野田市コミュニティバス等対策審議会委員	R7.7.18 ~ R9.7.17	1人	・本田 正則	二川	条件あり	交通政策室
32	野田市特別職報酬等審議会委員	R6.4.1 ~ R8.3.31	1人	・鷺尾 真由美	新木間ヶ瀬	女性	人事課

※網掛け部分が今回の議題に係る委員です。

野田市の自治会

防犯灯が整備され夜も安心して歩ける道、緊急時に一緒に避難できる近所の人、お祭りの思い出 …… 自分にとっていい街は、みんなにとってもいい街です。

「自分のため」と「みんなのため」が重なるところ、それが自治会です。



自治会組織図



野田市
自治会
連合会

地区
連合会

自治会

会員
(市民)

自治会入会の相談は、お住まいの地域の
自治会役員の方、または市役所市民生活課に
お尋ねください。

自治会連合会事務局

野田市役所市民生活課 TEL04-7125-1111

約4万6千の世帯が
自治会に入ってます！

その一歩は、お隣と気軽にあいさつし、
声をかけあうことから始まります。

よく「遠くの親戚より近くの他人」と言われるよう
に「いざ」という時、お隣や近所の人たちが
いちばん頼りになるものです。
同じ地域に住んでいる人が
仲良く助け合うため
自治会は、がんばっています。
あなたも自治会に入って
明るく住みやすい、
安心できるまちづくりに参加しませんか。

▼あなたの地域の自治会

自治会

会長.....

副.....

班長.....

副.....

自治会に 入会しましょう

自治会は、
「自分のため」と「みんなのため」
にあります



いざという時、あなたの周りに
助け合える人はいますか。

野田市自治会連合会・野田市

野田市にようこと！ 自治会に入りましょう！

遠くの親戚より近くの他人と言われるよう に、いざという時いちばん頼りになるのはお隣やご近所の人達です。

隣近所の協力関係をより広げて、住みよい 地域にするための活動をしているのが自治会 です。

あなたも自治会活動で地域デビューして、 元気な「野田市の生活」を始めましょう。

まだ加入されていない方へ……

一緒に生活を 楽しみましょう！

さまざまな行事を通して人のつながりを感じ、毎日を楽しく暮らしましょう。

「人の世話にはならない」などと肩に力を入れずにお付き合いをしましょう。一人暮らしの若い人も自治会に入りましょう。

自治会のことをもっとよく知っていただき、できる範囲で結構ですので、皆さんのお力を貸しください。

こんなこと、あんなこと！自治会の活動

防災で安心



いつ来るかわからない災害。隣近所で助け合う協力体制として自主防災組織をつくっています。

まつりや地区の運動会などは、気軽に参加できる 地域の行事。人と人とのふれあいが地域のつながりを強くします。



交流で安心

助け合いの まちづくり

避難行動要支援者の支援体制

一人暮らしの高齢者や乳幼児のいる世帯など、災害時に支援がいる方の避難体制づくりに自治会は力を入れています。



きれいな まちづくり

ゴミの無い、花や緑がいっぱいのきれいなまち。自治会は、地域の美化運動に力を入れています。



子どもたちや地域の安全を守るためにパトロールをしています。

「のだ市報」は、役立つ情報がいっぱい。広報紙などの回覧で市民と行政の橋渡しをしています。



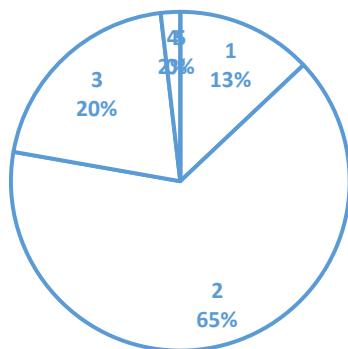
情報で安心

新任自治会長研修会アンケート (集計) R 7. 7. 5 実施 56名参加 55名回答 98%

今日の全体会について

1 大変わかりやすく、知りたい情報がえられた	7	13%
2 おおむねわかりやすく、知りたい情報がだいたい得られた	35	65%
3 一般的な内容であり、知りたい情報は少なかった	11	20%
4 いまひとつの内容であり、知りたい情報もあまりなかった	1	2%
5 せっかく出席したのに、よくわからないままであった	0	

全体会について



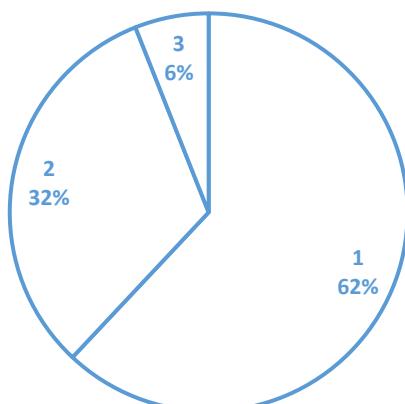
全体会について
大変分かりやすくおおむねわかりやすいアンケートの78%をしめるので次年度も継続してもよいと思う。

ブロックごとの情報交換について

1 気楽に話し合いに参加できた	31	62%
2 もっと少人数の方が話しやすい気がした	16	32%
3 あまり意味がないのではないかと感じた	3	6%

意見：参考になりました。最後のフリートーク 有効でした
知りたい情報が分かった。

情報交換会について



分科会について
気楽に参加できた。が62%をしめる3~4の分科会数で継続可か。
司会や会議の方法も再考しても良いのでは

もっと詳しく知りたかったことについて

1 自治会組織や連合会との関わり	14
2 自治会の運営のしかた	19
3 自治会長の役割	14
4 自治会が申請すればもらえる補助金について	16
5 野田市自治会連合会ホームページについて	3
6 その他 ()	6

その他

- ・自治会HPでの個人情報の取り扱いについて
- ・自治会役員の人選の難しさ 　・次期会長の人選
- ・高齢化対策

新任自治会長研修 アンケート裏面 自由記述

- ・回覧板のデジタル化を進めている。うまくいったらモデルケースになればと思っている。
- ・自治会に未加入世帯が増加していると共通課題で悩んでいる仲間がいることがわかり、良かった。
- ・どこの自治会も同じ悩みをかかえていることを痛感した。（高齢化、少子化、役員のなり手不足・・・）等の課題への具体的な取り組みがなく、このままでは改善しない。市が積極的に入ってくる必要があるのでは。
- ・すべての補助金の内容が知りたかった。
- ・不法投棄問題への対処方法
- ・会員の交流を深める目的でイベントを実施しているが、新規会員をどうやってイベントに参加させるかが課題。二ヶ月会長やって良かった点は、様々な年代の方の顔を覚えたこと。市報の配布に合わせて回覧文を作成するのが負担である。来年の三役のなり手をどう選ぶかが、1年間での課題。
- ・事前にアンケートを取り、研修でそれに答えたり、意見交換をしてもよいのでは・・・。
- ・国勢調査の範囲が自治会地区の枠を超えていて、自分の自治会内にできないものか。
- ・自治会の役割をもっと深く掘り下げて学習したかった。
- ・高齢化が自治会の共通課題だと分かったが、解決の方法を知りたい。
- ・車の免許返納等に伴い、役員はできない・・・。

新任自治会長研修 情報交換会の概要

Aブロック 3ヶ町、上花輪・太子堂、中野台・堤台、清水、南部第1、
南部第2、北部、西部、七光台、川間

1. 会員交流のまつりについて

祭礼（夏祭り）復活したが負担は否めない。参加者の様子をみるとやってよかつたと感じた。

負担軽減と健康面（熱中症対策）を考えて時期をずらし、午前中で終わるプログラムに変更をした。

2. 自治会の役員人事等について

自治会長が1年交代なので行事の変更、改善ができない。自治会長の任期は他ではどうなっているのか。

3. ごみ収集にかかる問題

ゴミ集積場賃貸料を自治会費から支払っているので、会員以外は出せない仕組み。

4. 防災活動の実態

5. 野田市自治会連合会の助成金

社会福祉協議会からの100万円の補助金の内容は・・?

Bブロック 東部、中央東、福田

1. 自治会長等の役員の選出をどうしているか

選挙の形でやってきたが、適任者を指名する形になってきている。若い年代の方もやってくれる方も出てきている。

自治会長を受けると色々な役を受けることのリスクがあり、それが次期役員のなり手不足の原因のひとつになっていることも事実である。

2年で自治会長を交代しないと、会長はやらないという傾向がある。

何年も自治会長をやっていると、自治会連合会の役員になるのか・・?

Cブロック 関宿、二川、木間ヶ瀬

1. 会員数の減少

若い方の自治会への加入が少なく今後の課題だ。自治会に加入する意味があるかの質問されることがある。

自治会に入会させる方法はないのか・・・？

2. ごみ問題

外国人が多くなり、分別がうまくできない。行政が少し面倒をみてもらえないものか。

外国人のごみの出し方に苦労した。母国語を使って指導をし、成功した。

野田市のゴミの分別が厳しいはどうしてか・・・？

3. その他

祭等食品を扱うと保健所に届けなくてはならず面倒で、祭をやらなくなつた。

自治会員減少、自治会役員のなり手不足はどこの自治会でも共通の課題である。課題解決の方策が明確に示せないのが現状のようだ。

自治会、地区自治会連合会、野田市自治会連合会のつながりや役割の理解には時間がかかりそうだ。

ゴミ問題の中心は外国人への分別のしかたをどう理解させるかが一つの課題でありそうだ。

ここ数年の分科会での話題は

- ・自治会員減少
- ・自治会役員のなり手不足
- ・ゴミ問題・・・外国人との関わり、会員以外の方の集積場の使用